

記者発表資料

令和6年5月20日
九州地方整備局
長崎河川国道事務所

『本明川の刈草をお譲りします！』

長崎河川国道事務所諫早出張所では、本明川堤防の刈草の無償提供を行います。

- 国土交通省長崎河川国道事務所では、本明川水系の国管理区間において、河川堤防の適正な維持管理を行うため、毎年河川堤防の除草を実施しており、刈り取った草を希望者に無償で提供する取組を行っています。
- 提供する刈草は無農薬であり、農業・畜産用の資源として広く一般の方々に活用して頂くと同時に、除草費用のコスト縮減を図ることを目的としています。
- 刈草の提供は天候にも左右されますが5月下旬から11月下旬にかけて現地において無償提供を予定しています。

※刈草の受け入れをご希望の方は、下記の連絡先までお知らせ下さい。

【連絡先】

国土交通省 長崎河川国道事務所 諫早出張所

Tel : (0957) 22-1356

【問い合わせ先】

国土交通省 長崎河川国道事務所 諫早出張所

出張所長 中島 秋一

管理第二係員 坂下 匠彦

〒854-0011 長崎県諫早市八天町20-15

TEL : 0957-22-1356 FAX : 0957-22-1357

本明川の刈草をお譲りします。

～堤防除草で発生した刈草の無償提供～

- 国土交通省 長崎河川国道事務所 諫早出張所では、本明川の国管理区間において河川の適正な維持管理を行うため年間2回の堤防除草を行っています。
- その際に出た刈草の有効活用を図るため、地域の皆様に刈草を無償で提供する取組を実施しています。

刈草は、畜舎の敷き草、果樹園等の敷き草、堆肥にして園芸や農作業に使用することが考えられます。



- ◆ 刈草の発生する時期
 - 一回目刈り 5月下旬～ 7月下旬
 - 二回目刈り 9月上旬～11月下旬
- ◆ 受渡し予定場所
除草を行った箇所周辺に刈草を仮置きしますので、受渡し場所については、お問い合わせください。



注意事項

- ・ 刈り取ったままの状態が集積していますので、水分を含んだものがあります。
- ・ 刈草には、ゴミ等や異物が混入していることがあり、飼料に適さない場合があります。引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施して下さい。（国土交通省は一切の責任を負えません）
- ・ 刈草は梱包したものをお渡しします。
※梱包サイズ：直径1m×長さ1m程度
- ・ 堤防除草の刈草を現地まで取りに来てください。
※具体の場所については別途調整させていただきます。
※刈草の積み込みは当方で行います。
- ・ 刈草の量には限りがあり、希望者が多い場合は調整させていただきます。
- ・ 転売目的でない方に限ります。
- ・ 刈草無償提供にあたり、別添1「同意書」に必要事項を記載いただきます。

《問い合わせ先》

国土交通省 長崎河川国道事務所 諫早出張所

住 所：諫早市八天町20-15

電 話：0957-22-1356

令和 年 月 日

同意書

国土交通省長崎河川国道事務所
諫早出張所長 殿

刈草の無償提供を受けるにあたって、下記注意事項について同意します。

記

- ・刈り取ったままの状態を集積しているため、水分を含んだものがあること。
- ・刈草には、ゴミ等や異物が混入していることがあり、飼料に適さない場合があること。
また、引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施すること。
(国土交通省は一切の責任を負えません。)
- ・堤防除草の刈草を現地まで取りに来ること。
- ・刈草の量には限りがあり、希望者が多い場合は調整する可能性があること。
- ・転売目的でないこと。

会社名：

住所：

氏名：

電話：